



発行 新潟県
第 13 号
 平成29年2月17日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 147 保安林の指定（治山課）
- 148 換地処分（農地整備課）
- 149 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 150 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 151 基本測量の終了通知（監理課）
- 152 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局管理規程

- 1 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局総務課）



◎新潟県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市大島区嶺字天ヶ沢 3038 の 1 から 3038 の 3 まで、字中道 3246 の 2、3255 の 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、中魚沼郡津南町を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業外丸地区に係る換地処分をした。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第149号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 大字西中、大字谷内、大字四ツ子、大字池ヶ原の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 みそら野町、山口の各一部

2 認証年月日

平成29年2月9日

◎新潟県告示第150号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年2月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社realize 代表取締役 多田 公栄
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県長岡市乙吉町600番地1
- 4 許可番号 新潟県知事（般-26）第43108号
- 5 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社realizeの役員は、犯人蔵匿及び大麻取締法違反により、新潟地方裁判所長岡支部から懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、平成28年7月13日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成28年8月26日から平成28年11月30日まで
- 3 作業地域 柏崎市、糸魚川市、上越市

◎新潟県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・157号亀田中央線
- 3 事業施行期間
平成19年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
なし

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所証明電子化システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

- (1) 期間
本公告の日から平成29年3月17日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部交通規制課規制第一係

電話番号 025-285-0110 内線5175

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件

入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年2月17日(金)から平成29年3月17日(金)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年3月22日(水)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年3月29日(水)午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権を確認した者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を入札執行日の前日の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Leasing Contract for a Computerized System for Automobile Storage Registration

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders :

Date : Wednesday, March 29, 2017

Time : 11 : 00 am

Place : Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact :

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

Tel 025-285-0110 ext. 2235

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 1 号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 2 月17日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局財務規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(前金払)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 5 条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、当該経費の 3 割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、当該工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、<u>仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の 4 割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(前金払)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 5 条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、当該経費の 3 割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、当該工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、<u>仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の 4 割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局財務規程の規程は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに契約を締結する建設工事について適用する。